

第77回国民体育大会日光市競技会医療救護実施要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における医療救護の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、係員等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて、医薬品、医療器具、その他必要な物品等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 実施業務

(1) 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

大会に参加する選手・監督、及び役員等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿泊施設の管理者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に連絡する。

(4) 救急自動車の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での診察費用を除き、医療費は全て受診者の負担とする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会及び実行委員会主催イベント等における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。